

議案第 77 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(羽生市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 1 条 羽生市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17
年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては
「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」とい
う。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在する
ときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(報告事項) 第 3 条 前条の規定により人事行政の 運営の状況に関し、任命権者が報告 しなければならない事項は、職員 (非常勤職員(地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務 の職を占める職員及び同法第 22 条 の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除 く。)を除く。以下同じ。)に係る 次に掲げる事項とする。 (1) ~ (11) (略)	(報告事項) 第 3 条 前条の規定により人事行政の 運営の状況に関し、任命権者が報告 しなければならない事項は、職員 (<u>臨時的に任用された職員及び非常 勤職員(地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を 占める職員を除く。)</u> を除く。以下 同じ。)に係る次に掲げる事項とす る。 (1) ~ (11) (略)

(羽生市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 2 条 羽生市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 17
年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては
「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」とい
う。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) <u>地方公務員法第22条</u> に規定する <u>条件付採用</u> になっている職員 (4)・(5) (略) 3 (略)	(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) <u>地方公務員法第22条第1項</u> に規定する <u>条件付採用</u> になっている職員 (4)・(5) (略) 3 (略)

(羽生市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 羽生市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和30年条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(休職の効果) 第3条 (略) 2・3 (略)	(休職の効果) 第3条 (略) 2・3 (略)

4 法第22条の2第1項に規定する
会計年度任用職員の休職の期間は、
法第22条の2第2項の規定により
任命権者が定める任期の範囲内とす
る。

(羽生市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 羽生市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和30年
条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては
「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」とい
う。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在する
ときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上<u>6か月</u>以下の期間給料(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額(羽生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)第9条に規定する報酬の額に限る。))の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>(停職の効果)</p> <p>第4条 停職の期間は、1日以上<u>6か月</u>以下とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上<u>6月</u>以下の期間給料の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>(停職の効果)</p> <p>第4条 停職の期間は、1日以上<u>6月</u>以下とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第5条 羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7
年条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>会計年度任用職員</u>の勤務時間、休日及び休暇)</p> <p>第19条 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、<u>別に規則で定める</u>。</p>	<p>(<u>非常勤職員</u>の勤務時間、休日及び休暇)</p> <p>第19条 <u>非常勤職員（再任用短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員を除く。）</u>の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、<u>規則の定める基準に従い、任命権者が定める</u>。</p>

(羽生市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 羽生市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 羽生市一般職職員の給与に関</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 羽生市一般職職員の給与に関</p>

する条例（昭和29年条例第16号。以下「職員の給与条例」という。）第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和26年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

- 2 職員の給与条例第21条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第8条 育児休業をした職員（会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職

する条例（昭和29年条例第16号。以下「職員の給与条例」という。）第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

- 2 職員の給与条例第21条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職

員とする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 会計年度任用職員</u>	員とする。 (1)・(2) (略)
---	----------------------

(羽生市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 羽生市一般職職員の給与に関する条例(昭和29年条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料表)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の給料表(以下単に「給料表」という。)は、附則第3項及び附則第9項に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(<u>臨時的任用職員の給与</u>)</p> <p>第21条の5 <u>臨時的任用職員(法第22条の3の規定により臨時的に任用される職員をいう。)</u>については、任命権者は、他の職員の給与との権衡を考慮し、<u>一般職の常勤の職員の例により予算の範囲内で給与を支給するものとする。</u></p>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の給料表(以下単に「給料表」という。)は、<u>臨時に雇用される職員並びに</u>附則第3項及び附則第9項に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(<u>臨時又は非常勤の職員の給与</u>)</p> <p>第21条の5 <u>臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。)</u>については、任命権者は、他の職員の給与との権衡を考慮し、<u>予算の範囲内で手当を支給するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前項の手当のほか、他のいかなる給与も支給しな</u></p>

<p>(再任用職員についての適用除外) 第21条の6 (略) <u>(会計年度任用職員の給与)</u> <u>第21条の7 法第22条の2第1項</u> <u>に規定する会計年度任用職員の給与</u> <u>については、他の職員の給与との権</u> <u>衡を考慮し、別に条例で定める。</u></p>	<p><u>い。</u> (再任用職員についての適用除外) 第21条の6 (略)</p>
---	--

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年11月28日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明